

# 笠間中学校同窓会 会則

第一条 本会は、笠間中学校同窓会（略称笠中同窓会）と称し、事務局を笠間中学校内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、次の事業を行う。

一、本会の目的達成に必要な事業

二、会員名簿の管理

第四条 本会は、次の会員を以て組織する。

一、正会員 笠間中学校卒業生

二、賛助会員 本会の趣旨に賛助する者

三、特別会員 母校の旧職員及び現職員

第五条 本会は、会務を処理するため次の役員及び幹事を置く。

一、役員

会長 一名

副会長 若干名

理事 若干名

監事 二名

事務局 事務局長 一名

書記・会計 若干名 母校職員から各一名を含む

局員 若干名

顧問 母校現職校長に加え、若干名

二、幹事 各卒業年度から若干名

第六条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

理事は、会長の命を受け会務を処理執行する。

監事は、本会の会計を監査する。

事務局は、事務全般を担当し、書記・会計は本会の庶務・会計

をそれぞれ処理し、局員は書記・会計を補佐する。  
幹事は理事を補佐し、事務局と会員との連絡にあたる。

第七条 会長、副会長は、正会員中より総会で選出する。

理事は、各期や地域等の会員中より、会長が委嘱する。

監事は、正会員中より会長が委嘱する。

事務局員は、会員中より会長が委嘱する。

若干名の顧問は、歴代会長を含め会員中より会長が委嘱する。

幹事は、各卒業年度で互選する。

第八条 役員及び幹事の任期は五年とし、再任はさまたげない。

第九条 本会は、五年毎に定期総会を開く。必要に応じ臨時総会を開くことができる。

総会は会長が招集する。又は役員会の決議により開催できる。

総会は役員選出、その他重要な事項を審議決定する。

第十条 役員会は会長が招集し、次の事項について協議する。

一、総会開催に関する事項

二、その他必要な事項

第十一条 会議の決議は出席会員過半数の同意を要する。可否同数のときは会長の決議による。

第十二条 正会員は、入会の際、入会金千円を納入する。

又本会は、会の運営に必要な経費を正会員より徴収することができる。

第十三条 本会の運営経費は、入会金と寄附金等を以てあてる。

第十四条 正会員は、氏名、職業、住所に異動があった場合は、ただちに本会事務局に連絡するものとする。

第十五条 他市町村在住の会員は、会長の承認により支部を設けることができる。

第十六条 本会則は、総会の決議によらなければ変更することはできない。

附 則 本会会則を令和二年六月二十六日に一部改正。

第十二条は、令和三年卒業生から適用する。

【留意事項】

- ① 役員は、会長・副会長以外の役職は会長の委嘱だが、総会で会長・副会長の選出後に、書面の役員一覧を読み上げて報告する。
- ② 総会、役員会の会議成立条項 例…会員の過半数の参加で成立」など）は設けず、委任状」制度も用いない。同窓会組織には馴染まない。住所不明者も多い大人数の組織であることや、通信費の節減及び開催準備期間の短縮等を図る観点からはやむを得ないと思われる。（多くの同窓会も同様）
- ③ 総会の案内は、便宜上、各期の幹事にのみ連絡し、幹事を通して会員に総会への参加を呼びかけ（案内す）るとともに、参加数の集約・報告を事務局に行うこととする。 根拠「第六条の 幹事」の規定）
- ④ 会員名簿の管理は、個人情報保守秘義務の観点から慎重に対応すること。周年行事ごとの名簿の確認や各期の同窓会開催案内の発送の際などに幹事等の当該関係者のみに提供できるものとする。
- ⑤ 理事の選任に当たっては、各期のバランスの他、旧校下等の公民館長など地域との連携を図りやすい体制づくりにも留意するとよい。
- ⑥ 学校側に過度の負担とならない配慮も必要だが、地域の人材を育む観点から同窓会としても言うべきことはい、協働して取り組む必要がある。